

標準旅行業約款（別紙 特別補償規程）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 補償金等の支払い

（当社の支払責任）

第1条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によって身体に傷害を受けたときは、本条第4項までの規定により、旅行者又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「補償金等」といいます。）を支払います。

第2条 前項の傷害には、身体外部から有傷カス又は有傷物質を偶然の一時的に吸入、吸収又は摂取したときと急激かつ偶然な外来の事故発生後に取り除いた結果生じた結果生じた中毒症候を除きます。ただし、細菌性食中毒は含みません。

（用語の定義）

第2条 この規程において「企画旅行」とは、標準旅行業約款募集型企画旅行契約の第2条第2項及び受託企画旅行契約の第2条第3項に定めるものをいいます。この規定において「企画旅行に参加した」とは、旅行者が企画旅行に参加する旨をもって当社があらかじめ手配した乗客券券面によって提示された当該企画旅行に定める最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けたことを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けること完了した時までの期間をいいます。ただし、旅行者があらかじめ定められた企画旅行の行程から離脱する場合において、離脱及び復帰の予定日時からあらかじめ当社に届け出たときは、離脱の予定の日時までの間は「企画旅行に参加中」とし、また、旅行者が離脱及び復帰の予定日時からあらかじめ当社に届け出ることなく離脱し、その後復帰の予定なく離脱したときは、その離脱の時から復帰の時までの間は「企画旅行に参加中」といいたしません。また、当該企画旅行日程に、旅行者が当社の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスの提供を一切受けず日（旅行日の標準時）により、あらかじめ決定している場合において、その旨が当該日又はその後に旅行者が被った傷害に対してこの規程による補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。

第3条 前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。
(1) 旅客員、当社の使用人又は代理人が受付を行う場合は、その受付完了時
(2) 前項の受付が行われない場合において、最後の運送・宿泊機関等が、
イ 航空機であるときは、乗客のみが乗った飛行機機内における手荷物の検査等の完了時
ロ 船舶であるときは、乗船手続の完了時
ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗降時
ニ 車両であるときは、乗車時
ホ 宿泊機関であるときは、当該施設への入場時
ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設の利用手続終了時
第4条 第2項の「サービスの提供を受けること完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。
(1) 旅客員、当社の使用人又は代理人が解散を告げる場合は、その告げられた時
(2) 前項の解散の告知が行われない場合において、最後の運送・宿泊機関等が、
イ 航空機であるときは、乗客のみが乗った飛行機機内からの退場時
ロ 船舶であるときは、下船時
ハ 鉄道であるときは、乗降終了時又は改札のないときは当該列車乗降時
ニ 車両であるときは、降車時
ホ 宿泊機関であるときは、当該施設からの退場時
ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの退場時とします。

第2章 補償金等を支払わない場合

（補償金等を支払わない場合一その1）

第3条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対して補償金等を支払いません。
(1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
(2) 死亡補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が当該傷害の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
(3) 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
(4) 旅行者が故意に定められた運送資格を持たないで、又は酔って正常な運転ができない状態のまま運転行為を行なったこと、又は運転していない間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
(5) 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けたという間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
(6) 旅行者の病態、疾病又は心神喪失。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
(7) 旅行者の転倒、出血、凍傷、浸淫又は外科的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償すべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。
(8) 旅行者の刑の執行又は拘留若しくは監禁中に生じた事故
(9) 戦争、外国の武力行使、革命、武装暴動、内乱、武装反乱その他これらに類似の事又は暴動（この規定においては、群衆又は多数者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
(10) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）若しくは核燃料物質又は若しくは核燃料物質（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はその特性による事故
(11) 前号2の事由に伴随して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
(12) 第10号以外の放射線照射又は放射能汚染
第4条 当社は、原因のいかんを問わず、頭部怪我（いわゆる「むちうち症」）は應當「他覚症状のないのに対して、補償金等を支払いません。

（補償金等を支払わない場合一その2）

第4条 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払いません。
(1) 地震、噴火又は津波
(2) 前号の事由に伴随して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
(補償金等を支払わない場合一その3）
第5条 当社は、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定められた企画旅行の旅行日程に含まれている場合に限り、補償金等を支払いません。各号の各号の行為が当該旅行日程に含まれていない場合には、旅行日程外の企画旅行参加中に、同種の行為によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払いません。
(1) 旅行者が別表第1に定める運動を行っている間に生じた傷害
(2) 旅行者が自転車、原動機付自転車又はモーターボートによる競走、競争、興行（いずれも競争を含みます。）又は試運転（性能試験を目的とする運転又は操縦をいいます。）を行っている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車若しくはモーターボートこれらを行う間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていないことも補償金等を支払います。
(3) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便又は不定期便であるを問いません。）以外の航空機を旅行者が操縦している間に生じた傷害

（補償金等を支払わない場合一その4）

第5条 第2条 当社は、死亡補償金を受け取るべき者の各号の各号に掲げられたいずれかに該当する事由がある場合においては、補償金等を支払うことがありません。ただし、他の者が死亡補償金の一部を受取る人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
(1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等の他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。
(2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
(3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
(4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係をもっていると認められること。

第3章 補償金等の種類及び支払額

（死亡補償金の支払い）

第6条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内で死亡した場合は、旅行者1名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては、2,500万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては、1,500万円（以下「補償金」といいます。）を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者によって既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金額から既に支払った金額を控除した金額を支払います。

（後遺障害補償金の支払い）

第7条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内で後遺障害（身体に残された将来にも回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損、かつ、その原因となった傷害を受けた後のもの）を負ったときは、以下同様とします。若しくは、旅行者1名につき、別表第2の各号の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害補償金として旅行者に支払います。
第8条 前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から180日を超えて一定期間を要する状態にあるときは、当社は、事故の日から181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定し、後遺障害補償金を支払います。
第9条 別表第2の各号に掲げられている後遺障害については、旅行者の職業、年齢、社会的地位等に関係なく、身体障害の程度に応じて、別表第2の各号の区分に準じて後遺障害補償金の支払額を決定します。ただし、別表第2の1(3)、1(4)、2(4)、3(4)及び5(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害補償金を支払いません。
第10条 同一事由により2級以上の後遺障害が生じた場合は、当社は、その各々に対し前3項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第2の7及び9に規定する上肢（腕及び手）又は下肢（脚及び足）の後遺障害に対しては、1級以上の後遺障害補償金は、補償金額の50%を限度とします。

（入院見舞金の支払い）

第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活を送ることとなり、かつ、日常生活が営めることができず、その治療に専念することを行います。以下この条において「入院」といいます。した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。
(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 入院日数 180日以下 20万円
ロ 入院日数 90日以上180日未満の傷害を受けたとき 10万円
ハ 入院日数 7日以上90日未満の傷害を受けたとき 5万円
ニ 入院日数 7日未満の傷害を受けたとき 4万円
(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数 90日以上の傷害を受けたとき 10万円
ロ 通院日数 7日以上90日未満の傷害を受けたとき 5万円
ハ 通院日数 90日以下7日未満の傷害を受けたとき 2万円
ニ 通院日数 7日以上19日未満の傷害を受けたとき 5万円
ホ 通院日数 3日以上19日未満の傷害を受けたとき 2万円
1万円
(3) 旅行者が入院しない場合においても、背骨の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等の装着を受けた結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活を送ることができず、かつ、当該期間が少なくとも、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。
第9条 当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活を送ることができない程度に傷害が加つたときは、入院見舞金を支払いません。
第10条 入院見舞金の支払いは、入院日数から180日を経過した後の通院に対しては、入院見舞金を支払いません。

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
ロ 入院日数 180日以上の傷害を受けたとき 20万円
ハ 入院日数 90日以上180日未満の傷害を受けたとき 10万円
ニ 入院日数 7日以上90日未満の傷害を受けたとき 5万円
第2条 旅行者が入院しない場合においても、別表第2の各号の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。
第3条 当社は、旅行者1名については、入院見舞金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重複して請求することはできません。その合計額を支払います。

（入院見舞金の支払い）

第9条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活を送ることとなり、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所に通院し、医師の治療を受けたこと（往診を含みます。））を行います。以下この条において「通院」といいます。した場合は、その日数（以下「通院日数」といいます。）が3日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。
(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数 90日以上の傷害を受けたとき 10万円
ロ 通院日数 7日以上90日未満の傷害を受けたとき 5万円
ハ 通院日数 90日以下7日未満の傷害を受けたとき 2万円
(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数 90日以上の傷害を受けたとき 5万円
ロ 通院日数 7日以上19日未満の傷害を受けたとき 2万円
1万円
(3) 旅行者が入院しない場合においても、背骨の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等の装着を受けた結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活を送ることができず、かつ、当該期間が少なくとも、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。
第10条 当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活を送ることができない程度に傷害が加つたときは、入院見舞金を支払いません。

（入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特別）

第10条 当社は、旅行者1名について入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となった場合は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいもの（節減の対象には、第1号に掲げるもの）のみを支払います。
(1) 入院見舞金（当該旅行者が入院した日数に当該旅行者の入院見舞金
(2) 当該通院日数（当該旅行者入院見舞金を支払った日数とのいずれか大きいもの）に当該入院日数を加えた額を節減日数とみなしたとき、当該日数に対し当該支払うべき通院見舞金
(3) 死亡補償金

（死亡の推定）

第11条 旅行者が被った航空機事故又は船舶航行中となつた後、又は運送しなかった航空機事故又は船舶航行中となつた後、又は運送しなかった航空機事故又は船舶航行中となつた日、旅行者が第1条の傷害によって死亡したものと推定します。
(他の身体障害又は疾病の影響)
第12条 旅行者が第1条の傷害を受けたとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を受けたことの原因となった事故その他発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

第4章 事故の発生又は補償金等の請求の手続

（傷害程度等に関する説明等の請求）

第13条 旅行者が第1条の傷害を受けたときは、当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者に対し、傷害の程度、その原因となった事故の概要等について説明を求め、又は旅行者の医師の診察若しくは死体の検案を求めたことがあります。この場合において、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、これらのために協力しなければなりません。
第2条 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、当社の通知しない事由により第1条の傷害を受けたときは、傷害の程度、その原因となった事故の概要等について、当社に対し、当該傷害の程度を証明する医師の診断書
(2) 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、前項と同様にして、第2項の事由を認めるときは、当該事由を証明する医師の診断書
(3) 入院見舞金及び通院日数を記載した病院又は診療所の証明書
(4) 通院見舞金及び通院日数を記載した病院又は診療所の証明書
イ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書
ハ 入院日数又は通院日数を記載した病院又は診療所の証明書
ニ 当社は、前項いずれかの書類の提出を求めることは、前項の書類の一部の割を認めることがあります。
第3条 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が第1項の規定に違反したときは又は提出書類につき知っていると認めておらず、若しくは不実のことがわかったときは、当社は、補償金等を支払いません。

（補償金等の請求）

第14条 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が補償金等の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社定めた補償金等請求書及びに掲げる書類を提出しなければなりません。
(1) 死亡補償金の請求の場合
イ 旅行者の戸籍簿並びに法定相続人の戸籍簿並びに戸籍簿証明書
ロ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
ハ 旅行者の死亡診断書
(2) 後遺障害補償金の請求の場合
イ 旅行者の死亡診断書
ロ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
ハ 後遺障害の程度を証明する医師の診断書
イ 入院見舞金請求の場合
ロ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
ホ 傷害の程度を証明する医師の診断書
ニ 入院見舞金請求の場合
イ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書
ハ 入院日数又は通院日数を記載した病院又は診療所の証明書
第2条 当社は、前項いずれかの書類の提出を求めることは、前項の書類の一部の割を認めることがあります。
第3条 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が第1項の規定に違反したときは又は提出書類につき知っていると認めておらず、若しくは不実のことがわかったときは、当社は、補償金等を支払いません。

（代位）

第15条 当社は補償金等を支払った場合でも、旅行者又はその相続人が旅行者の被った傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に相続しません。

第5章 携帯品損害補償

（当社の支払責任）

第16条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって所持の身の回り品（以下「携帯対象品」といいます。）に損害を受けたときは、本条の規定により、携帯品損害補償金（以下「損害補償金」といいます。）を支払います。

（損害補償金を支払わない場合一その1）

第17条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、損害補償金を支払いません。
(1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
(2) 旅行者と世間を対する客観的な、ただし、旅行者に損害補償金を受け取るべき目的がなかった場合は、この限りではありません。
(3) 旅行者の自衛行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
(4) 旅行者が故意に定められた運送資格を持たないで、又は酔って正常な運転ができない状態にある状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
(5) 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けたという間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。

（差戻し、徴収、没収、破産等又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防は除きます。）

(1) 差戻し、徴収、没収、破産等又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防は除きます。当社は、適切な必要処置をとられた場合は、これを除きます。
(2) 補償対象品の瑕疵。ただし、旅行者が既にこれらによって補償対象品を管理する者が相当の注意をもって見守らなかった場合は、これを除きます。
(3) 補償対象品が自然の消耗、さび、かび、変色、おびやみ、虫食い等により損傷を受けたこと。ただし、旅行者が適切な注意を怠った場合は、これを除きます。
(4) 補償対象品が液体の流出。ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。
(5) 補償対象品の盗難又は紛失。
(6) 第3条第1項第9号から第12号までに掲げる事由
第2条 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前項に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。
(1) 地震、噴火又は津波
(2) 前号の事由に伴随して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（損害補償金を支払わない場合一その2）

第17条 第2条 当社は、旅行者の各号の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、損害補償金を支払いません。
(1) 反社会的勢力に該当すると認められること。
(2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
(3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
(4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係をもっていること。
(5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係をもっていること。
(補償対象品その他の範囲)
第18条 補償対象品は、旅行者が企画旅行参加中に携帯するその所有の身の回り品に限ります。第16条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補償対象品に含まれません。
(1) 現金、小切手その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるもの
(2) クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポートその他これらに準ずるもの
(3) 積本、設計書、図案、図解その他これらに準ずるもの（磁気テープ、磁気ディスク、シー・ディー・ローム、光ディスク等情報機器（コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器）で直接または間接に記録されたものを除きます。）
(4) 船舶（以下「モーターボート」及び「ボート」を含みます。）及び自動車、原動機付自転車、自転車及びこれらの付属品。
(5) 山岳登山用具、探検用具その他これらに類するもの

(7) 動物及び植物
(8) その他当社があらかじめ指定するもの

（損害補償金及び損害補償金の支払）

第19条 当社が損害補償金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、その損害が生じた地及び時における補償対象品の価額又は補償対象品を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費及び第3条第3項の費用の合計額のいずれか高い方の金額を基準として定めることとします。
第20条 補償対象品の1個又は1対に対しての損害額が10万円を超えたときは、当社は、そのものの損害の額を10万円として前項の規定を適用します。
第21条 当社が支払うべき損害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき15万円を限度とし、当社は、当該損害補償金旅行者1名に対して1回の事故につき3,000万円を超えない場合は、当社は、損害補償金を支払いません。
(損害の防止等)
第22条 旅行者は、補償対象品について第16条に規定する損害が発生したことを知ったときは、次の事項を履行しなければなりません。
(1) 損害の防止に誠意を尽すこと。
(2) 損害の原因となつた事故の概要及び旅行者が損害を受けた補償対象品についての保険契約の有無を、遅滞なく当社に通知すること。
(3) 旅行者の他人から損害賠償を受けようとする場合は、その権利の行使について必要な手続をとること。
第23条 当社は、旅行者が正当な理由なく前項第1号に違反したときは、防止に誠意を尽したと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなし、同項第2号に違反したときは、損害補償金を支払わず。また、同項第3号に違反したときは、損害額を損害額として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第24条 当社に支払うべき損害補償金の額は、旅行者1名に対して1回の事故につき3,000万円を超えない場合は、当社は、損害補償金を支払いません。

第25条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第26条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第27条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第28条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第29条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第30条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第31条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第32条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第33条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第34条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第35条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第36条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第37条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第38条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第39条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第40条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第41条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第42条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第43条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第44条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第45条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第46条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第47条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第48条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第49条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第50条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第51条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第52条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第53条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第54条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第55条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第56条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第57条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第58条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第59条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第60条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第61条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第62条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第63条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第64条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第65条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第66条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第67条 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に誠意を尽したと認められる額を基準として受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

</